

(4) 上久堅景観育成特定地区（地区全域）

「屋外広告物」については次の表のとおりです。その他の行為についてはI-1-1～を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類	届出が必要となる規模
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の表示、設置又は改造	広告塔、広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 ○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4mを超えるもの ○広告物等の一の面の表示面積（その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。）が 3㎡ を超えるもの ○表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、下欄の表示面積の合計を含む。）が 6㎡ を超えるもの
	建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 ○広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が 3㎡ を超えるもの ○表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、上欄の表示面積の合計を含む。）が 6㎡ を超えるもの
	広告物等の改造	○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	自己用（自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するもの）の広告塔、広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 ○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4mを超えるもの ○ 広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4㎡を超えるもの ○広告物等の表示面積の合計（下欄の表示面積の合計を含む。）が 8㎡ を超えるもの
	自己用の建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 ○ 広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4㎡を超えるもの ○広告物等の表示面積の合計（上欄の表示面積の合計を含む。）が 8㎡ を超えるもの
	自己用の広告物等の改造	○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等	○発光部分の面積が3㎡を超えるもの

